（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） 宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第３のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第４の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第５号のとおりとする。 宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。 アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。 ［１枚目～３枚目　略］ ［注１～20　略］ 21　21の欄は、次によること。 ［(1)～(13)　略］ (14)　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。 (15)　ローカル５Ｇの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」 (16)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。 ［22～24　略］ **別表第二号第３**　船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）	**別表第二号第２**　［同左］ ［１枚目～３枚目　同左］ ［注１～20　同左］ 21　［同左］ ［(1)～(13)　同左］ (14)　ローカル５Ｇの無線局にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。 （記載例） 「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」 (15)　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(14)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。 (15)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。 ［22～24　同左］ **別表第二号第３**　［同左］